

# 江戸時代の奉公人制度と日本的雇用慣行

丹野 勲

## はじめに

本稿では、江戸時代の奉公人制度に関して幕府の法令、その仕組み、実態などについて解明し、奉公人の形態としての武士奉公人、村方奉公人、町方奉公人、日用取、勤奉公人について研究する。特に、江戸時代の奉公人についてその法制度と実態に重点を置いて考察し、さらに奉公人制度と日本的雇用慣行との関連について研究する。

従来、日本的経営に関する歴史的研究では、明治以降からの議論がほとんどである。明治維新による日本の近代化以降に、株式会社形態の企業が出現して、日本的経営が形成されたとする議論である。江戸時代の社会は、明治以降の社会と断絶された、封建社会であったとする考え方である。確かに、江戸時代は、封建的な社会として特異であったかもしれないが、歴史は連続的なものである。著者は、日本の経営を歴史的に考察する場合、江戸時代まで遡って考察することが重要でないかと考えている。

江戸時代の雇用慣行で、最も重要な視点は、奉公人制度であろう。商家、職人、醸造業や鉱業などの従業員の雇用形態の中心は、奉公人であった。さらに、武士や村方で雇用においても、奉公人による雇用がかなり見られた。その意味で、江戸時代の雇用形態の典型的な形態として、奉公人制度の解明が不可欠である。

著者は、日本的経営といわれる日本的雇用慣行の源泉は、江戸時代にあったのではないかと考えている。すなわち、奉公人制度が日本的雇用慣行の歴史的原型としてあったのではないか

という仮説である。本稿では、このような著者の問題意識に関して試論を述べる。

## 1. 奉公・奉公人

奉公という言葉は、元来、公に奉ずる（仕える）ことを意味し、古代では天皇または朝廷につくすことであった。律令制下においては国家への忠勤奉仕、官人の職務への精励、天皇や朝廷に仕え働くことなどを意味し、武家の従者が奉公人とよばれるようになった。中世武家社会においては、御恩・奉公という形で併記され、主君への臣従を表す封建的主従関係を表す語として用いられた。天正14（1586）年、朝鮮侵略に備え武家奉公人を確保するために出された秀吉の朱印状には、奉公人として「侍・中間・小者・あらし子」の名が挙がっている<sup>①</sup>。兵農分離を推進した秀吉は奉公人に関する法令を頻繁に出したが、そこでの奉公人も武家奉公人を指していた。

江戸時代においても、雇用（雇傭）のことを奉公、雇用者を奉公人と呼んだ。江戸時代においても当初は、奉公人は武家の従者を意味したが、17世紀後半から18世紀初頭にかけて、判例や触のなかで武家以外の使用人にも奉公人という用語が使用されるようになり、広く雇用関係一般を指す語として定着していった。奉公とは継続的に主人を定めて勤労をなすことである。江戸時代において奉公という語が武家層に限定されず、雇用関係一般をさすようになって、そこには主従という身分関係に基づいて労働を提供し、主人の恩恵にあずかるという意味が含

まれ、また幕府法もこの側面を常に強調し続けた<sup>(2)</sup>。したがって、近世の雇用契約においては、労働法上の契約関係に加えて封建的な奉公の観念が取り入れられている。

奉公人の沿革由来は複雑であるが、農村奉公人・武家奉公人・町家奉公人などの種類によって性質の相違があった。江戸時代前期の主流は、前代の奴婢、下人の系統を引くものであった。したがって、このような身分の奉公人は人身売買の対象となった。江戸幕府は法では営利的な人の売買を禁止したが、それは主として営利的な人の取引に関したもので、実際においては父兄が子弟を売ることは珍らしくなく、また人の年季買は非合法でなかった。しかし、江戸中期頃から売買の語はほとんど用いず、奉公の名で前渡給金を支払って奉公人を買取り、事実上の売買の目的を果していたから、世間では相変わらずこれを身売りと呼び、また、養子の名の下で実質的に人買を行っていた。このような、封建的な奉公に対し、江戸中期頃から都市を中心として自由契約的な奉公制が次第に発達した。ただ奉公に関する立法では、依然奉公人の隷属的地位を重視して公の奉公関係に準じた取扱を行い、主人の地位を保護することに関心を示していた<sup>(3)</sup>。

以上のように、江戸時代の初期には、前代からの奴婢（ぬひ）・下人の系譜を引くもののほか、刑罰や年貢未進、永代売買、勾引（こういん）、人質の流質などによる譜代奉公人も存在した。その後、奉公形態は身分的な隷属関係から雇用関係へと推移した。

18世紀後半頃になると、農業人口の減少と農地の荒廃、離村農民の流入による都市人口の増大が問題となり、御料・私領を対象とした奉公稼制限令や、江戸における旧里帰農奨励令なども度々出されたが、その実効性は乏しかった。とりわけ江戸の場合、流入人口は増大したものの、その多くは小商人・小職人や日雇を志向し、束縛の多い奉公を忌避したこともあって、奉公人の払底と給金の高騰を招来した<sup>(4)</sup>。

## 2. 奉公の種類

江戸時代の代表的奉公の種類として4つが存在した。

第1は、譜代奉公といわれた奉公形態で、一生間あるいは子孫々に至るまでの奉公で、事実上の永代の身売であった。第2は、本金返年季奉公といわれた奉公形態で、年季売によるもので、身代金を支払って請戻すものである。第3は、質物奉公といわれた奉公形態で、借金の担保に人質として奉公人を金主に渡すもので、その借金を身代金として支払えば請戻ができた。質流となれば譜代奉公になるわけであるが、後には一定年限がたてば身代金を返さなくとも暇がとれる場合が多くなった。第4は、年季奉公といわれた奉公形態で、年季を定めた普通の奉公で、一年、半年の期間を定めたものが多く、これを出替奉公あるいは一季居奉公と称し、幕府法では出替期が一定していた。しかし、番頭、手代、丁稚等の奉公は、10年20年に及び、徒弟奉公も10年内外に及ぶのが普通だった<sup>(5)</sup>。

## 3. 奉公人契約

奉公契約は普通、目見、給金の一部ないし全部の授受、奉公人請状<sup>うけじょう</sup>の作成の手續を経て成立する。しかし、奉公人請状はもともと請人<sup>うけにん</sup>すなわち保証人が奉公人の奉公を保証する証文で、奉公人の身元の確かなこと、当人が切支丹でないこと、公儀法度に背かせないことを保証し、欠落・取逃・引負した場合などの責任を明らかにするもので、奉公人も名を連ねるけれども差出人は請人である。奉公人は、主人の家に入籍（人別）する。賤民は、したがって奉公人になれない。また、犯罪人は奉公人になれない。奉公人になるのが妻であれば夫の同意を得ること、他村民であればその町村役人奉公人免許状を持つてくる必要があるとされた。

江戸時代の奉公人契約には、まず主人と奉公人となる人とが目見え（まみえ：雇主による一定期間の試用）をして、主人は契約の最初に手

付金を奉公人に交付するのが慣例であった。一般に奉公人契約は、雇主に選択の機会を与える給金の全額あるいは一部(取替・前銀)の授受、奉公人請状(うけじょう)の作成という手続を経て成立する。このように、年季奉公では、給金を前借することが多い。目見えは即座に採用決定となることもあったが、試用期間の意味もあったため、数日から数ヶ月にわたる場合もみられた。請状とは、請人(うけにん:身元保証人)が差出人となり、雇主に対して奉公人の奉公を保証する証文である。奉公の期間・給銀等の条件は奉公人請状に記載される。請状は、期間や給金等に関する部分と、欠落・取逃・引負時の責任・宗旨(切支丹でないこと)・公儀法度の遵守等を誓約する部分から構成されていた。奉公人の側からは、保証人が奉公人の身元及び勤労について全責任をもって保障する旨を契約した奉公人請状を作製して、主人に交付することを要した。そして、その上で町村役人の認可を必要とした。

請状には請人と奉公人本人が加判して雇主に提出したが、江戸時代前半期においては、請人に対して奉公人の身元を保証する下請人(したうけにん)・人主(ひとぬし:通常は奉公人の親や兄)もこれに加判するのが常であった。請人が第1次の身元保証人で、人主が第2次の身元保証人であった。しかしながら、奉公契約が社会の変化にともなって労務提供契約的な性格を帯びるにつれて、下請人の制度は消滅あるいは形式化することになった。

江戸では古くから判賃を取って請人となり、奉公先を周旋することを営業とする人宿(桂庵・口入・肝煎)があった。武家屋敷人などの場合に、このような人宿があり、人宿が請人となった。幕府は、宝永7(1710)年に人宿の組合を作らせ、それ以外の者が請人になることを原則上禁じた。組合は3年後いったん廃止されるが、労働力需要の増加に対応して、享保15(1730)年に再結成された。

こうして奉公契約が成立すると、奉公人は主人の人別(戸籍)に加えられた。江戸後期にな

るととりわけ短期奉公人に人別外の者も多くみられるようになった。

奉公人は主人に対して忠誠を尽くすべきものとされた。主人と奉公人の関係において法は主人に厚い保護を与え、奉公人の主人に対する加害は刑を加重されたし、主人は奉公人に対する私的制裁権を認められた。

例えば、公事方御定書が規定する最も重い死刑「鋸挽<sup>のこぎりひき</sup>」は主殺にのみ科された。すなわち、公事方御定書では主人殺しの罪は親殺しよりも重く「二日晒一日引廻鋸挽之上磔」とされた。主人の妻と密通した奉公人は「引廻之上獄門」とされた。すなわち、「主人之妻と密通いたし候もの、男ハ引廻之上獄門」と規定した。この規定とは対照的に、主人が有夫の下女を懐妊させても主人の罪は問われていない。

また、公儀に関する重大犯罪以外は奉公人が主人を訴人することを禁じ、処罰を加えた。さらに契約の解除権は主人にのみ与えられ、奉公人が給金の滞りについて主人を訴えても奉行所はこれを取り上げなかった。他方、奉公人が不奉公の場合は、すみやかに給金の返済を命じられ、これが実行されない場合には、請人の身代限を命じた。また、奉公人が逃亡すると、請人は主人に対して奉公人の前借の給金を代償することを要した。すなわち、奉公人が主人からの債務を負っている場合は、請人の資力の限りの弁済をする必要があった。以上から、奉公人契約は、単なる雇用契約のみではなく、一種の身分契約であったとも言える<sup>(6)</sup>。

明治政府は、このような雇用制度の封建的な主従関係を除去するために、明治5年に人身売買を禁止し、芸娼妓等の年季奉公人を解放し、その他の奉公も弟子奉公は7年、平常奉公は1年に限ったが、新律綱領は奉公人が主人の財物を盗めばふつうの盗みより重く罰し、主人の許を逃亡することを処罰した。明治15年施行の旧刑法で、このような封建的な制度が廃止された。

#### 4. 年季の期間と人身売買の禁止

幕府はその成立当初から人身永代売買の禁止や奉公期間（年季）に関する規制を相次いで発した。江戸の初期、慶長14（1609）年には、奉公人の雇用契約期間（年季）については1年に限っての雇用（一季居雇用）を禁止した。すなわち、慶長14（1609）年に抽象的なかたちではあったが一季居奉公を禁止した。それを明確化したといえるのが、翌15年の雇傭のみについて規定した『徳川禁令』における奉公人の定である<sup>(7)</sup>。かつ、長期（長年季）の雇用も許さず、元和2（1616）年には奉公年季の上限を3年とした。

以下は、江戸幕府が出した元和2（1616）年の高札である<sup>(8)</sup>。

- 一 武士の面々、若党の儀は申すに及ばず中間、小者に至る迄、一季居一切抱へ置くべからざる事、
- 一 人売買の事、一円停止たり、若し売買濫るの輩は売損買損の上、被売者は其の身の心に任すべし、併びに勾引売に付ては、売主は成敗、売らるる者は本主へ返すべき事、
- 一 年季の事、三ヶ年を限るべし、但し三年を過ぐれば双方曲事たるべき事、

この第1条は武家の下級奉公人に一季居の出替者を抱えることを禁止したものである。武家の一季居に関する禁制は江戸幕府のもとではこれ以前からあり、慶長15年の定に「侍はいふにおよばず中間、小者にいたるまで一季者を一切おくべからず」としている。「人売買の事、一円停止たり」とは、人身売買を全て禁止しているという意味である。年季の制限は、百姓・町入等の年季売とか質奉公などの期間の最長限を定めたものである。この元和2年の一季居、人売買、長年季の禁制はその後、同4年2月、同5年2月とくりかえされているが、年季はいずれも3年としている。

元和5（1619）年に、人売買や奉公人の欠落

に関する元和五年の禁制規定が定められ、高札として公示された。これは徳川幕府の人身売買に関する立法中では最も重要かつ詳細なものの一つであって、後世ながく基準とされたものである。全文十二ヶ条からなるが、後半は奉公人の欠落をめぐる処置について定めており、人売買の問題と関連する初めの七ヶ条はつぎのとおりである<sup>(9)</sup>。

- 一人をかどはかし、売り候者死罪の事、
- 一人を買取り、それより先へ売候ものは、百日の籠舎ろうしよ、其の上過錢其の分限に越えて申し懸けるべし、若し出さざるに於ては死罪の事、
- 一人売買御制禁の上は、あるひは譜代あるひは我子たりといふとも、売候あたい程、売人買人双方より之を出すべし、則ち売られ候者は取りはなし、其の身の覚悟に任すべき事、
- 一かどはされ売られ候ものは、其の本主へ返すべし、若し主人なきものは、是も其の身存分次第の事、
- 一人商売宿の儀久しく仕り候ものは死罪に行なはるべし、但し一夜の宿は糺明の上、其の過に依り曲事たるべき事、
- 一人の売買口入人の儀、かどはかし売り候時の口入は死罪たるべし、若し又譜代我子以下の口入は、其品をわかち、籠舎又は過錢たるべき事、

この法は幕府の直轄地にかぎらず、少なくとも一部の大名達の藩法としても施行されたようである。また寛永14（1637）年5月の覚によると「人の売買御法度の札、元和五年極月二十六日大橋に立て申し候、それより以前の出入これあるとも、さばきはこれなく候、其の後の出入は仰せ出さる御法度のごとくたるべく候」とあり、右の法令を基準として、それ以前の事件については裁判せず、それ以後の訴訟についてはこの法に従って裁断するとされた。人売買の禁止については、この元和5年の法がながく基準となったのであるが、一季居の禁と年季については、改正があった。

寛永2（1625）年には、奉公年季の上限を10年に延長し、これを超えるものは永年季として処罰の対象となった。寛永2年以降10年を超える永年季奉公は禁止されることになった。10年に延長されたのは、当時の農村の飢饉などからの人身売買の横行といった状況があったためである。

しかし、当時の慣例では、番頭、手代、丁稚等の奉公期間は、少なくとも10年、長きは20年にも及び、職人の弟子奉公人の奉公期間は10年程度が普通であった。その他の家庭的雑務に従事する下男、下女等の奉公期間は1年または半年が一般的であった。

以下の寛永4（1627）年正月の定めは、一季居奉公の禁止とそれに違反したばあいの罰則が定められている<sup>(10)</sup>。

#### 定

（3カ条略）

一 武士の面々侍の儀は勿論、中間、小者に至まで、一季居一切拘置べからず、但し、堪忍次第には苦からざる事、

一 季居拘置主人、其分限随い、過銭出べき事、

一 季居の者、或籠舎或譜代申付くべき事、

一 季居の請人、或籠舎或過銭なすべき事、

此御定の旨相背族これ有は、訴人に出べし、急度御ほうび下さるべき事、

一年季の事拾ヶ年を限るべし、十年過は曲事になすべき事、

一人売買一切停止たり、若違犯の輩あらば、其軽重をわかち、或死罪或籠舎過銭なすべき事附、宿主口入同罪事、

（三カ条略）

右相守べき此旨者也、仍執達件の如し、

寛永四年正月朔月

その後、幕府は、元禄11（1698）年に方針を転換し、年季制限を撤廃して永年季奉公や譜代奉公（生涯の奉公）をも容認した。その理由として幕府は、貧農・都市下層民が、子供を前借

金獲得や口減らしを目的に長期奉公へ出す便宜を図るためとしたが、その背景には譜代奉公人の確保の困難、出替り奉公人の一般化、永年季契約の減少など、種々の要因により年季制限の実効性が薄れてきていたことも考えられる。

また、承応2（1653）年に出替（でがわり）奉公の制が設けられた。出替奉公の制により、一季者に関する禁止もなくなった。出替奉公とは1年ないし半年間の奉公期間が終了すると奉公人の入れ替えがなされるもので、その切換えの期日は法定されていた。すなわち、出替奉公とは、雇用期間1年または半年であって、幕府の定めた法定の期日に雇用関係に入る奉公をいう。出替奉公によったのは、武家奉公および百姓奉公であり、その他の奉公についての奉公期間は、元禄11年以降では職務上の慣例によった。武家奉公人および下男下女等の召使奉公契約は、この出替奉公であった。出替の期日は、変遷があったが、寛文9（1669）年に3月5日と定まり、幕末まで改まることがなかった。半季奉公人の出替日限は、初め3月5日、9月5日であったが、元禄8（1695）年以後、3月5日、9月10日に改まった。商業的奉公契約は長期であって、10年から20年のものもあった。

以下は、年季奉公に関する元禄11（1698）年令で、年季の制限を撤廃したものである<sup>(11)</sup>。

元禄十一寅年十二月

覚

一 小作田地出入大概及式拾年には、永代小作させべし、并質地田畑預金売懸金等廿年に過候は、裁許に及ばず、併証文の品に依るべき事、

一 永代に召抱候下々男女并永年季奉公、前々より御制禁なるといへども、延宝三卯年諸国洪水不作に付免許の上は、卯年召抱候は、人売買并年季背に成間敷事、

一 奉公人の年季、前々より拾年を限候処、向後は年季の限りこれなし、譜代に召仕候ども、相对次第たるべく候間、其旨存べく候、

十二月

奉公人は主人の家に入籍する。賤民は、奉公人となれない。通常は年季を定めて奉公し、幕府法は元禄11年までは10年を以て奉公の限度としたが、その後は譜代奉公をも許した。

奉公人は契約の期間は、契約の趣旨をたがへず、法律と主家の家法とを遵奉し、忠実に主家のために尽くすべき義務を負った。主人は給金を与え、衣食住雑費等を付与するが、年季奉公では給金を前借することが多い。しかも封建時代ということもあって主人と奉公人との間には、司法上ならびに刑法上一種の保護と忠誠の関係があるべきものとされた。ゆえに奉公人は原則として主人を訴えることが許されなかった。また、主人殺しその他主人に対する犯罪は、親に対する罪よりも重く罰せられた。以上のように、江戸時代の奉公は、従者が主君に奉仕する義務を意味し、封建的主従関係であったといえる。

奉公人には、若党、仲間、小者、草履取のような武家奉公人があった。下男下女の家庭奉公人もあった。そして商家においては奉公人を番頭、手代、丁稚と3つの身分に別れていた。そして10年、20年も勤続して奉公するときには、主家より家屋什器資金などを与えて、別家するのが慣習であり、奉公人はこれを目あてに給金は安くても忠実に働くのであった<sup>(12)</sup>。

江戸時代の奉公にはそのほかに、鳶口、背負、駕籠舁、足軽、小者等のような日用取とよんだ、1日もしくは日を単位とした労務に服するものがあつた。

左官、大工、屋根屋等職人の間では親方あるいは師匠に就いて、技術を習得する徒弟的奉公契約が存在した。職人の賃銀を手間賃と呼んだ。労働時間に対する制限を規定した所もあつた。大阪においては、労働時間制限に対する規定があり、1日8時間労働制であつた<sup>(13)</sup>。

## 5. 奉公人の系譜

歴史的に見ると、この奉公人には4つの系統がある。第1は、織田・豊臣時代の奉公人の後

身で、若党（わかとう）、小者（こもの）、仲間（ちゅうげん）、草履取（ぞうりとり）等の武家奉公人と呼ばれたものである。第2は、下男、下女のような百姓奉公人等の家庭的または農業的な労務を供給する者で、江戸時代においては、最も典型的な村方奉公人である。その由来を辿れば、中世の奴碑下人の後身であろうと考えられる。第3は、商人や職人で行なわれた労務契約であり、江戸時代において大に普及したものである。番頭、手代、丁稚、職人の徒弟(弟子)等の商工上の雑務及び家庭的労務の供給を主たる内容とする年季（年切：ねんぎれ）奉公である。船頭、鉞夫等を当事者とする奉公もあつた。第4は、江戸時代初期まで残存した人身売買の後身とも見るべきもので、江戸時代後期において質物奉公人等と呼ばれたものである<sup>(14)</sup>。

## 6. 武家奉公人（御屋敷方奉公人）

当初幕府は武家における一季の出替奉公人を禁止した。武士は知行高と軍役に相応した家臣・奉公人を抱える必要があつたが、初期には私兵の養成や治安悪化を懸念する幕府により、一季居奉公人（渡り奉公人）を抱えることが度々禁止された。さらに、幕府は、封建的主従関係の弛緩を警戒したためである。武士が城下町に居住して消費生活を営むようになると、かれらの経済生活にも合理性が要求され、武家の下級奉公人には譜代にかわつて有期の雇用者を生ずることになった<sup>(15)</sup>。知行地を持つ武士は支配下の村落からの徴発も可能であり、幕府も「寛永の地方直し」、「元禄の地方直し」とよばれる知行の加増・蔵米の知行への切替などを実施したが、幕臣の増加などにより譜代奉公人の確保は困難となり、年季奉公人に対する需要は増大した。すなわち、太平が続き武士が城下に集住し、知行所をもたない旗本・御家人が増すにつれ、譜代奉公人の確保は困難となり、年季奉公人の割合は増えたのである。武家奉公人は、漸次有期契約になり、1年か半年に限つての雇用による出替（でかわり）奉公人の割合が多くなって

きたのである。このような武家奉公人は、年季と賃金を定めて雇用されており、その少なからぬ部分が農村出身の出奉公によって占められていた。出替の武家奉公人でも、帯刀その他の平民以上の身分を認められて武士の家来と呼ばれた。これらの奉公人は、一時的に身分の転換が認められ、武士に準じた身分として奉公中は帯刀が求められたのである<sup>(16)</sup>。

また、武家奉公人には、簾奉公ともいわれる女子の良縁を得るための行儀見習奉行などもあった。

中期以降になると、人宿を介した出替奉公人も公認された。17世紀末頃には「人宿」(けいあん・口入)と称して奉公希望者の請人となる事を業とし、判賃を取るとともに、雇い主・奉公人双方から口入料を徴収する業者が現れるようになった。中間・若党・小者など軽輩の武家奉公人の多くはこのような形態で雇用されたが、彼らによる給金取逃・欠落・がさつ法外などは度々問題となり、幕府は改革期を中心に人宿組合の結成・再興などにより統制を試みたものの、その効果は薄かった。彼らも奉公中は原則として抱えの武士と同じ待遇を受け、罪や失態を犯した場合、主人にはこれを手討にする権限も与えられていた。

## 7. 村方奉公人

江戸時代の初期、農村の地主のもとには広汎に譜代の下人があり、農耕や家事に従事した。かれらは譜代という出生による者の他、人身の永代売による者、人質で流質となった者などから成る。それとともに年季をかぎっての下男、下女もあった。

江戸時代の農村における奉公形態の発展にはかなり地域差がみられるが、概ね譜代奉公から年季売奉公(質物奉公)を経て、年季奉公(長年季から短年季へ)へと進化していった。つまり、地域によって差異があるが、譜代下人から居消費奉公人、年季奉公人への発展は、ほぼ全国的にみられる労働形態の推移である。

中世から人身の年季売(本銭返<sup>ほんせんがえし</sup>)が行なわれていたが、これは年季を定め対価(身代金)をえて子女や下人を相手方に渡し、年季がくれば本金を返却し人身を請け戻すものである。人身の年季売は、買主(質取主)のもとでの労働が評価されると、年季明時に当初の本金全部を返却しないで人身を請け戻すことができる。労働をもって本金の一部を消却するものを本金一部居消(居潰:いつぶし)という。買主(質取主)のもとでの労働が本金に相当すれば年季明時に拘束から解放されるだけであるから、こうなれば給金前払の年季奉公である<sup>(17)</sup>。

歴史的に見てみると、江戸時代初期の農村では、譜代奉公の下人等を使った地主による経営とともに、質物奉公(年季売奉公)という形態も広く存在した。質物奉公の当初の形態は、前借金の利息分を買主(質取主)のもとでの労働で充当させ、年季明後に本金返却とともに人身を請け出すというものであった。やがて、質物奉公は前借金自体を労働で消却していく本金居消費(いげししち)奉公へと進化する。この居消費奉公は、労働が本金に相当した時点で給金前払の年季奉公と同様となり、雇用契約的性格は一層促進されることになった。また、奉公期間も数年以上から一年季奉公へ、さらには月割奉公や日雇へと短縮されていく傾向をみせた。幕末の畿内では日分ケ奉公・廻り奉公と称し、月のうち10~20日など一定日数を雇用主のもとで労働する契約もあった。

農民のなかには都市へ出て武家奉公人や町方奉公人となり、生涯の大半を出稼奉公で過ごすものもあった。近世中期以降は家計の補助などを目的として、子女を都市へ出稼ぎ奉公に出すことも多くみられた。彼らの大半は比較的短期の年季で武家奉公人や町方奉公人となり、都市文化・情報の村への伝達という役割も担ったが、生涯の大半を出稼ぎで過ごす者や、博徒などになる者も少なくなかった<sup>(18)</sup>。

## 8. 町方奉公人

町方奉公人は、下男下女のように比較的単純な労働を提供する短年季の奉公と、主に技能習得を目的とする長期の奉公の2種に大別される。

短年季の奉公人の多くは人宿などを介して雇用され、給金を受けて労働を提供し、昇進の機会は原則としてなかった。長期の奉公人は、恒常的な熟練奉公人の確保と、雇主に対する忠誠心の育成を意図した年功序列・階梯型の組織に組み入れられた。労働をさせながら訓練を施し、一定期間後の自立あるいは経営参加という形でその生活を保証するもので、雇主との間には主従関係が強く意識されるとともに、擬制的な家族関係という側面も有していた。

### (1) 商家の奉公

大きな商家では別家の子弟や主人の同郷者などを10～13歳前後で雇い入れ、住み込みの小僧・丁稚として無給で雑用に使役し、その間に読み書き算盤を習得させた。江戸の大手の商家では、ほとんどが男性奉公人で、女性奉公人はふつういなかった。15～16歳頃で半元服して半人前となり、18～20歳頃に元服して手代となり業務全般を修行する。手代に昇等するときは必ず本人の親元親類連印の契約書を入れさせ、請状を改めるのが通例であった。手代となれば店務に従事する。

大手の商家の奉公には、「登り」と呼ぶ、長期間勤めた後に休暇で故郷に帰るという慣習があった。故郷に帰る最初の長期休暇を「初登り」と言う。江戸の大手の白木屋では、初登りは9年目と定められていた。年齢で言うと20歳頃となる。次の登りは、16年後の「中登り」、その次は22年目の「三登り」である。白木屋には、この4種類の登りがあった<sup>(19)</sup>。このような、商家奉公人の登りは、商人のキャリアにとって重要な意味があった。それは、登りが、昇進のステップであったことである。登りを終えることによって、店での昇進が約束されていたので

ある。例えば、初登りを終えて帰ってくると、そこで始めて手代となることができた。このような登りの制度は、多くの江戸の大手で見られた。白木屋では、円満退職、「欠落」(店を無断で逃げ出すこと)、病気、不正、勤務不良による解雇などがなければ、奉公から9年たつとほぼ全ての奉公人は手代となることができた。その意味では、この登りの制度は、勤務年数による年功序列と見ることができる。ただし、その間に、何らかの利用で店をやめた奉公人の割合は、かなり高かった。三井越後屋のケースを見ると、入店した子供の中で元服して手代になる比率は、だいたい48～59%程度であった<sup>(20)</sup>。

手代(平手代)は、上座、頭役、年寄役(組頭役)、支配人などと言う役付になって昇進していく。このような番頭の役付に昇進するのは、奉公人のほんの一握りである。役職への昇進は、年功を基準としながらも、能力主義であったといえる。白木屋の日本橋店では、延宝元(1673)年のころは、支配人2人、元禄9(1696)年には3人、宝永3(1706)年には4人となっている。それ以降は、小頭役10人、年寄役5人、支配人3人あるいは4人が原則であった。この白木屋の全体の奉公人は、元文元(1736)年には94人、寛保2(1742)年には126人であった。以上のように、高い地位の管理職に昇進する奉公人は、厳しい競争に勝ち抜いたほんの少数の奉公人であったといえる<sup>(21)</sup>。三井越後屋のケースを見ると、入店した子供の中で、上座への昇進者の比率は23.6%、役頭への昇進者の比率は17.2%、組頭への昇進者の比率は14.7%、支配人への昇進者の比率は10.0%、であった<sup>(22)</sup>。

年寄役や支配人などの番頭を数年勤めると、別家して主家に仕える者もあれば、元手銀(退職金による資金)、屋号、暖簾印、得意先などの分与(暖簾分け)をうけて独立する者もあった。この段階まで到達できる奉公人はごく一部に限られた。このように、江戸時代の商家では、永年奉公して番頭クラスになった者に、屋号・のれんを認め別家を立てるという、のれんわけ

をする慣行があった。別家になると、大店では講と呼ばれる仲間組織をつくり、集まりを持ちたり積金をしたりした。

## (2) 職人の奉公

職人の徒弟奉公は、12～13歳程度で親方の家に弟子として住み込み、10年程度の年季が明けた後、数年の御礼奉公を経て独立することが一般的であった。職人の奉公は、親方や師匠からの技術の習得も大きな目的であった。職人の奉公では、御礼奉公、恩返し奉公などと称して奉公年季満了の後といえども、なお1、2年ないし5年は奉公関係を継続しなければならない習慣があった。

奉公中に親方との関係が破綻した場合、同業者からの追放(細工構)が科せられることもあった。職人奉公は、技能修得の面が強く、親方からの営業鑑札の交付・仲間の承認を必要とするとともに、技術の秘匿や無断営業の禁止などが課され、違反者には家業構(修得技術を利用した営業の禁止)が科されることもあった。ただ親方の株数は限定されていたことから、一人前になっても親方と同居を続けるか、自立して近隣の表店おもてだなに通勤するといった「手間取」職人が多くを占めた。

## (3) 工業の奉公人

江戸時代の代表的な工業である醸造業や鉱山業においても、その従事者の多くが奉公人であった。江戸時代の醤油醸造業の雇用労働に関する研究によると、奉公人は醸造地周辺の農村出身の年季奉公者が多く、年季を勤めると村に帰ってくる存在であったこと、労働力編成に関しては総監督者である杜氏(とうじ)に強い権限が認められること、そして杜氏は蔵奉公人の中から昇進して就任するのではなく、杜氏として技術を身につけた者が外部から雇用されること等、を指摘している<sup>(23)</sup>。醤油醸造業の代表的企業であるヤマサ醤油の研究によると、安永3(1774)年から文政7(1824)年までは年雇人が90-100%を占めており、年季奉公人が主

体であった。ところが、文政期から日雇の存在が確認することができるようになり、それに伴って年雇人の比重は低下している。元治1(1864)年では、雇用形態を見ると年雇人が41%に対して、日雇は35.9%となっている。創業の初期では、杜氏は、外部から雇用されたが、その後、杜氏は奉公人が勤続を続ける内に修行を積み、頭から杜氏へと昇進していく内部昇進が見られるようになった<sup>(24)</sup>。

醸造業や鉱山業のような製造業所では、内部請負制による雇用がみられた<sup>(25)</sup>。すなわち、酒造業では、作業場・原料・諸道具を戸主から提供されて、杜氏が生産の全工程を指揮・管理していた。蔵人の選定、雇用も杜氏の裁量であり、杜氏は自分の出身地から季節労働者を連れてくるのが普通であった。酒造業の場合には、杜氏は仕事の代金をまとめて受け取り、それを自分が雇用した者に分配するという意味での内部請負制ではなかったが、生産においては杜氏に任された部分が大きく、蔵人の技能修得、労務管理も杜氏の責任の範囲内であった。この意味で、間接雇用に近いものであった。

鉱山業では、内部請負制に近い形態が広く行われていた。稼行を請け負った山師は親方・元締などと呼ばれた。現場での採掘・選鉱・運搬などの仕事は、金子かねこ、金掘りなどと呼ばれる者に下請された。金子、金掘りは、掘場ごとに請け負って、作業代金をまとめて受け取り、現場労働者を自らの責任で募集し、作業現場ではその管理を行った。

## 9. 日用取

日用取(ひようとり)とは日雇あるいは月雇をする者をいう。日用は日雇とも書き、一日を単位として、自らの労働力を売る人々で、1ヵ月、あるいは半年、1年という短期の期間を限って雇用される月雇、年雇なども、広く日用取の範疇に入る。日用取には、①貧しい百姓が地主に雇われて地主が所有する耕地で労働するような農業日用、②百姓の二、三男が、領主の元に

年季で雇用される武家奉公、③交通・林業・漁業などが必要とする運搬や単純労働に雇用される日雇い、等のタイプが存在する。これらの多くは、零細な農業経営を補完する現金収入を得るのが目的である。また②と③の形態では、城下町や周辺の小都市がその営みの場になることが多い。都市域における日用取はより多様な形態を持つ。これらは、①武家奉公人の不足を補う部分、②発達した交通・物流システムを維持するために不可欠な運輸・運搬・荷役に関わる肉体労働者、③都市のインフラや治安・防災・警備システムを維持・管理するために必要とされる単純な諸雑業に携わる労働者、等が主要なものとしてあげられる。①は人宿などとよばれる周旋業者の下にプールされ、領主やその家臣団の下級の奉公人として、足軽・中間・小者などの形態で雇用された。次に②は、土工である鳶・背負い、飛脚の人足、浜で働く仲仕・小揚げ、陸上の運輸を担う車力や軽子などである。かれらも①と同様に人宿にプールされ、あるいは日用頭とよばれる人足請負業者に抱えられ、都市の雑業を担ったのである。また③は、鳶が担う火消し人足、辻番や木戸番などの警備にあたる番人などが主たるものである<sup>(26)</sup>。

このように、日用取は、近世初頭から都市を中心に膨大に存在して幕府や大名・旗本あるいは町方の労働需要を満たした。日用取は通常、人宿や日用頭を介して雇用されたが、幕府は承応2（1653）年に日用頭に札を交付し、札のない日用取を取り締まることとした。さらに寛文5（1665）年には日傭座<sup>ひようざ</sup>を設けて、帳付・札の交付による監督と札銭の徴収とを行わせた。しかし、この制度は日用取にとって札銭の納入が困難なことなども容易に定着せず、寛政9（1795）年には廃止された。ここで注目されるのは、人宿や日用頭の様々な共同組織の形成である。江戸では人宿の番組人宿組合、日用頭の日用座、飛脚の六組飛脚仲間、鳶の町火消組合などである。かれらは商人の一種であるが、日用という労働者を斡旋する存在として、特に都市社会では重要な存在となってゆく。

日用取は、流動性が高く、寄留先や雇用先を失えば容易に野非人や無宿に転落する存在でもあった。日用取は、短期かつ不安定な職種でもあったため、飢饉や災害の際にはたやすく窮民化する存在であった。日用取の労務内容は鳶口・米春・背負・駕籠昇・足軽・小者など町方・武家方を問わず多岐にわたり、時には公儀御用人足として労務に従うことさえあった。日用取は、武家の役負担や商家の労働力として不可欠な存在であった。

## 10. 勤奉公人

江戸時代には傾城<sup>けいせい</sup>、遊女、飯盛女<sup>めしうりおんな</sup>、食売女<sup>ちやたておんな</sup>、茶立女<sup>ちやたておんな</sup>、洗濯女<sup>そうか</sup>、惣嫁<sup>よたか</sup>、夜鷹<sup>よたか</sup>、綿摘み<sup>わたつみ</sup>、提げ重<sup>さ</sup>など、さまざまの名で呼ばれた公認あるいは黙認されたさまざまな娼婦が存在した。江戸時代を通じて、一般の労働関係は身分的な隷属関係から債権的な雇用関係へと展開したが、このような勤奉公人の奉公においては、労働関係の推移の主流からそれて、苛酷な人身拘束がむしろ確立していった。その主たる供給源は貧困な農村であった。領主の激しい収奪や餓死においつめられた農民は娘や妻を売らざるをえなかったのである。百姓町人の階層分化は、妻や娘を売らざるを得ない貧農や都市下層民を生み出したのである。幕府は江戸の吉原、大阪の新町、京都の島原などの遊廓を、主として治安維持や風俗統制などを理由に、冥加金<sup>みょうがきん</sup>の納入を条件に公許した。また、茶屋や旅籠屋などについてはあくまで給仕女<sup>きゅうしおんな</sup>・下女などの名目で、人数制限（1軒につき2人）を条件にこれを黙認するとともに、それ以外の売女を隠売女として取り締まった。公事方御定書の「隠売女御仕置之事」では、隠売女稼業の者や隠売女のみならず、請人・人主、家主・五人組・名主・地主などにまで広く連座が適用されている。

彼女たちも多くは奉公契約の形式で雇われ、給金は一般の下女奉公などに比して高額ではあったが、例外なく前借（実質的には身代金）の形をとったほか、病死・頓死の場合の死後特

約文言が付されたり、縁付（妻・妾として）や転売の自由などを抱主に対して特約するなど、人身売買的な特質を強く有していた。すなわち、彼女たちは、当時においても身売りともいわれたように、実質的に人身売買に近いものであった。

これらの女性たちも奉公人請状による契約の形式をとったから奉公形態の一種とみることもできるが、その内容は一般的な年季奉公とは異なっていた。請状の多くは、親や兄が「年貢未進」などの理由で「諸親類相談、女子得心之上」奉公に出すという形式をとり、また追奪担保文言、縁付・転売（鞍替）の自由、あるいは病死、頓死の際にも「一言之申分無御座候」とする特約文言などが記載されていた。給金は、一般の年季奉公人より高額で、例外なく前借であり身代金的な性格をもっていた。また非公認の私娼の場合には、詮議を免れるため、陰証文を作成したり、一生不通養子契約の体裁をとるなど、さまざまな脱法行為が行われたが、契約自体に関する紛争が生じても幕府はこれに関与せず、当事者間の相対に任せるのが通例であった<sup>(27)</sup>。

## おわりに

日本人が働くという価値観の中に、歴史的に長く続いた奉公人意識があるのではないかとこの問題意識を持って考察してきた。本稿で考察してきたように、奉公という言葉は、元来、公に奉ずる（仕える）ことを意味し、古代では天皇または朝廷につくすことであった。律令制下においては国家への忠勤奉仕、官人の職務への精励、天皇や朝廷に仕え働くことなどを意味し、武家の従者が奉公人とよばれるようになった。中世武家社会においては、御恩・奉公という形で併記され、主君への臣従を表す封建の主従関係を表す語として用いられた。江戸時代においても、雇用（雇傭）のことを奉公、雇用者を奉公人と呼んだ。奉公とは継続的に主人を定めて勤労をなすことである。江戸時代において奉公

という語が武家層に限定されず、雇用関係一般をさすようになって、そこには主従という身分関係に基づいて労働を提供し、主人の恩恵にあずかるという意味が含まれていた。日本人の勤労観は、このような江戸時代の奉公人意識が色濃く反映しているのではないだろうか。確かに、明治以降現在まで江戸時代の封建的な制度は解体されてきたが、日本人の勤労意識の中に大きく影響を与えているのではないかと思う。奉公は、特定の組織に対して、組織構成員が永続的、全人的に献身するという、滅私奉公といわれるように意識である。特定の組織として、江戸時代では、武士では藩、商人では商家などがあった。現代では、その組織対象がたとえば企業ということになった。日本人の組織への一体感、愛社精神といったものの中に、奉公人意識が引き継がれているのではないかと思う。

社会の歴史的展開過程において培われてきた伝統的な生活様式や慣習、その背後にある理念・価値観といったものは、時代が変わり体制が移行しても、それがなお依然として存続し、ときには、その時代・体制に適合的に変革する。明治維新のように政治や経済の制度が変革しても、江戸から明治への歴史の連続性を認めざるをえないのである。本稿で考察してきた江戸時代の奉公制度といった雇用制度も、明治以降近代の雇用制度によりむすびつき、影響を与えていったと考えられよう。

江戸時代の奉公人制度にみられたイエ（家）意識が、明治以降の企業に日本的経営の特徴とされる集団主義に基づく企業家族主義を生み出したことは容易に想像されよう。このような日本的経営の理念・意識の形成には、明治期の国家的・社会的承認を背景にし、従業員側のその受容と経営者による施策によって形成されたと見えよう。この経営家族主義に基づく代表的な日本的雇用制度として、内部熟練形成、年功制、終身雇用制、などがあり、また、慈恵の施策として社宅制度、廉価販売制度、扶助・共済制度、賜金制度、教育・教養施設、職工慰安会などがあげられている<sup>(28)</sup>。さらに、コーポレートガ

バランスの側面として、大企業の所有と経営の分離がある。こうした、日本的経営といわれる諸制度について、江戸時代の奉公制度との関連について考察してみよう。

第1は、奉公人制度は、内部熟練形成、内部労働市場という特徴がある。特に、江戸時代の本店といわれる商家にはその傾向が強い。奉公人の採用においては年齢が12-13歳程の同郷者が中心で、採用管理は本店で一元化された形での採用である。縁故的採用も多かった。採用後に、住み込みの小僧・丁稚として使役し、その間に読み書き算盤を習得させた。15-16歳頃で半元服して半人前となり、18-20歳頃に元服して手代となり業務全般を修行する。手代は、上座、頭役、年寄役（組頭役）、支配人などと言う役付になって昇進していく。このように、特に本店の商家の場合、従業員のほとんどがこのような内部出身の奉公人であり、奉公人が熟練を積むことにより昇進していくという内部熟練形成、内部労働市場という形態である。

第2は、奉公制度では、昇進において年功的要素を重視しながら、成果（能力）主義的要素をも重視したという特徴がある。本店の商家において、手代への昇進は年功ではほぼ昇進するが、その後番頭や支配人の役付に昇進するのは、奉公人のほんの一握りであった。役職への昇進は、年功を基準としながらも、能力主義であったといえる。すなわち、奉公制度は、内部昇進と少数エリート選抜と言う特徴があった。明治以降の近代企業においても、年功的要素を重視しながらも、一方では、能力・業績主義を重視した形で昇進していたという雇用制度は、江戸時代の奉公制度がその原型・源流をなすものであったと考えられよう。

第3は、奉公制度は長期勤続者への各種優遇など、長期雇用を誘導する制度が織り込まれていたことである。長年勤務し、年寄役や支配人などの番頭を数年勤めると、別家して主家に仕える者があった。また、元手銀（退職金による資金）、屋号、暖簾印、得意先などの分与（暖簾分け）をうけて独立する者もあった。このよ

うに、江戸時代の商家では、永年奉公して番頭クラスになった者に、屋号・のれんを認め別家を立てるといふ、のれんわけをする慣行があった。別家になると、本店では講と呼ばれる仲間組織をつくり、集まりを持ったり積金をしたりした。

第4は、奉公制度は、長い間奉公人は住み込み、同居するという形が一般的であった。このような住み込み制度は、奉公人に家族主義的な意識を醸成する。長期間にわたる寝食をともにした密な人間関係が奉公人の家族意識を高めた。奉公先へのイエ（家）意識、組織への一体感が生まれた。この意識は、経営家族主義的経営の源泉となったといえる。

第5は、奉公制度による支配人、番頭のような専門経営者・管理者への経営委任という形で、所有と経営の分離が、江戸時代にある意味で実現していたという特徴がある。明治期に家族的企業として発展していた企業においても、所有と経営の分離は一般的にはかなり急速に移行した背景として、このような江戸の奉公制度があったと言えるであろう。

本稿では、江戸時代の奉公制度が日本的雇用慣行の源泉としてあるのではないかという問題意識を持って考察してきた。この観点から見ると、今後の研究課題も多い。江戸時代の奉公制度が、明治以降の近代的経営への転換する際にどのように変貌していったのかという点である。これについては、著者は明治以降の雇用制度とその実態に関して解明する研究を行ないたいと考えている。江戸時代の奉公人制度に関してもあまり触れられなかった点も多い。例えば、奉公人の賃金・賞与・退職金などの問題、詳細なケース研究などである。また、非正規雇用としての日雇人の問題、人身売買の問題なども今後の研究課題としたい。江戸時代の経営を研究する場合、本稿で考察してきた奉公人制度を中心とする雇用制度のみならず、多方面の制度からのアプローチが今後の課題であろう。特に、江戸時代の株仲間の研究が今後の重要な研究課題となるであろう。さらに、奉公人制度の国際

比較、家族制度、経営と制度変革、文化と経営、制度と経営、などが著者の今後の研究課題となるであろう。著者は、今後、歴史比較制度分析の視点から日本の経営に関して体系化・理論化を目指したいと考えている。

## 注

- (1) 牧英正・藤原明久編 (1993) 『日本法制史』青林書院、195-200頁。
- (2) 牧英正・藤原明久編 (1993) 『日本法制史』青林書院、195-200頁。
- (3) 高柳信三 (1949) 『日本法制史 (1)』有斐閣、327-329頁。
- (4) 浅古弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫 (2010) 『日本法制史』青林書院、188-193頁。
- (5) 高柳信三 (1949) 『日本法制史 (1)』有斐閣、327-329頁。
- (6) 大竹秀男・牧英正編 (1975) 『日本法制史』青林書院新社、207頁。
- (7) 大久保治男・茂野隆晴編 (1998) 『日本法制史史料60選』芦書房、108頁。
- (8) 牧英正 (1971) 『人身売買』岩波書店、81-82頁。
- (9) 牧英正 (1971) 『人身売買』岩波書店、84-85頁。
- (10) 大久保治男・茂野隆晴編 (1998) 『日本法制史史料60選』芦書房、107頁。
- (11) 大久保治男・茂野隆晴編 (1998) 『日本法制史史料60選』芦書房、108頁。
- (12) 牧健二 (1933) 『日本法制史』国史講座刊行会、371-372頁、および石井良助 (1983) 『日本法制史概説』創文社、542-546頁。
- (13) 牧英正・藤原明久編 (1993) 『日本法制史』青林書院、195-200頁。
- (14) 石井良助 (1983) 『日本法制史概説』創文社、542-543頁。
- (15) 大竹秀男・牧英正編 (1975) 『日本法制史』青林書院新社、207頁。
- (16) 南和男 (1969) 『江戸の社会構造』塙書房、178頁。
- (17) 大竹秀男・牧英正編 (1975) 『日本法制史』青林書院新社、207頁。
- (18) 牧英正・藤原明久編 (1993) 『日本法制史』青林書院、195-200頁。
- (19) 油井宏子 (2007) 『江戸奉公人の心得帳』新潮社、30頁、および林玲子編 (2003) 『江戸店の明け暮れ』吉川弘文館、19-20頁。
- (20) 西坂靖 (2006) 『三井越後屋奉公人の研究』東京大学出版会、106-109頁。
- (21) 油井宏子 (2007) 『江戸奉公人の心得帳』新潮社、41-42頁。
- (22) 西坂靖 (2006) 『三井越後屋奉公人の研究』東京大学出版会、110-112頁。
- (23) 永原慶二・山口啓二編 (1983) 『農業・農業加工』(講座・日本技術の社会史1) 日本評論社、169-202頁。
- (24) 林玲子編 (1990) 『醤油醸造業の研究』吉川弘文館、143-194頁。
- (25) 宮本又郎・阿部武司・宇田川勝・沢井実・橘川武郎 (2007) 『日本経営史 (新版)』有斐閣、74頁。
- (26) 吉田伸之 (2002) 『成熟する江戸』講談社、144-145頁。
- (27) 牧英正・藤原明久編 (1993) 『日本法制史』青林書院、200頁。
- (28) 宮本又次 (1977) 『江戸時代の企業者活動』(日本経営史講座 第1巻) 日本経済新聞社、225頁。

## 参考文献

- 油井宏子 (2007) 『江戸奉公人の心得帳』新潮社。  
浅古弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫 (2010) 『日本法制史』青林書院。  
遠藤元男 (1985) 『近世職人の世界』(日本職人史の研究Ⅲ)、雄山閣。  
石井良助 (1952) 『日本法制史概要』創文社。  
石井良助 (1959) 『日本法制史』青林書院。  
石井良助 (1979) 『新編江戸時代漫筆』上・下、朝日新聞社。  
石井良助 (1983) 『日本法制史概説』創文社。  
岡崎哲二 (1999) 『江戸の市場経済—歴史制度分析から見た株仲間』講談社。  
岡崎哲二編 (2001) 『取引制度の経済史』東京大学出版会。  
大竹秀男・牧英正編 (1975) 『日本法制史』青林書院新社。  
大竹秀男 (1975) 『近世雇傭関係史論』(神戸法学叢書17) 有斐閣。  
大久保治男・茂野隆晴 (1997) 『日本法制史』高文堂出版社。  
大久保治男・茂野隆晴編 (1998) 『日本法制史史料60選』芦書房。  
菅野和太郎 (1930) 『日本商業史』日本評論社。  
北島正元編著 (1962) 『江戸商店と伊勢店』吉川弘文館。  
鬼頭宏 (2002) 『文明としての江戸システム』(日

- 本の歴史19) 講談社。
- 斎藤修 (1998) 『商家の世界・裏店の世界—江戸と東京の比較都市史』リポート。
- 斎藤修 (2002) 『江戸と大阪—近代日本の都市起源』NTT 出版。
- 作道洋太郎 (1971) 『近世封建社会の貨幣金融構造』塙書房。
- 住友金属鉱山株式会社 (1990) 『住友金属鉱山史』住友金属鉱山株式会社。
- 重松一義 (1987) 『日本法制史稿要』敬文堂。
- 隅崎渡 (1951) 『日本法制史概論』春秋社。
- 瀧川政次郎 (1985) 『日本法制史』上・下、講談社学術文庫。
- 高柳信三 (1949) 『日本法制史』(1)・(2)、有斐閣。
- 竹中靖一・川上雅 (1965) 『日本商業史』ミネルヴァ書房。
- 南和男 (1969) 『江戸の社会構造』塙書房。
- 西坂靖 (2006) 『三井越後屋奉公人の研究』東京大学出版会。
- 中井信彦 (1961) 『幕藩社会と商品流通』塙書房。
- 永原慶二・山口啓二編 (1983) 『農業・農業加工』(講座・日本技術の社会史1) 日本評論社。
- 林玲子編 (1990) 『醤油醸造業の研究』吉川弘文館。
- 林玲子編 (1992) 『商人の活動』(日本の近世5)、中央公論社。
- 林玲子編 (2003) 『江戸店の明け暮れ』吉川弘文館。
- 林玲子・天野雅敏編 (2005) 『日本の味醤油の歴史』吉川弘文館。
- 西山松之助編 (1972) 『江戸町人の研究 第1巻』吉川弘文館。
- 牧英正 (1971) 『人身売買』岩波書店。
- 牧英正 (1979) 『雇用の歴史』弘文堂。
- 牧英正・藤原明久編 (1993) 『日本法制史』青林書院。
- 牧健二 (1933) 『日本法制史』国史講座刊行会。
- 牧健二 (1938) 『日本法制史概論』弘文堂書房。
- 宮本又次 (1939) 『日本商業史』龍吟社。
- 宮本又次 (1948) 『近世商業経営の研究』大八洲出版。
- 宮本又次 (1958) 『株仲間の研究』、有斐閣。
- 宮本又次 (1977) 『近世商人意識の研究』(宮本又次著作集 第2巻)、講談社。
- 宮本又次 (1977) 『江戸時代の企業者活動』(日本経営史講座 第1巻)、日本経済新聞社。
- 宮本又郎・阿部武司・宇田川勝・沢井実・橘川武郎 (2007) 『日本経営史(新版)』、有斐閣。
- 宮本又郎・粕谷誠編 (2009) 『経営史・江戸の経験』ミネルヴァ書房。
- 宮本又郎 (2010) 『日本企業経営史研究』、有斐閣。
- 宮下徹 (1995) 『日本近世雇用労働史の研究』東京大学出版会。
- 宮下徹 (2007) 『武家奉公人と労働社会』山川出版社。
- 鈴木章生監修 (2003) 『江戸職人 その「技」と「粋」な暮らし』青春出版社。
- 吉田伸之編 (1992) 『都市の時代』(日本の近世9)、中央公論社。
- 吉田伸之 (2002) 『成熟する江戸』講談社。
- 安岡重明 (1970) 『財閥形成史の研究』ミネルヴァ書房。
- 安岡重明・藤田貞一郎・石川健次郎編 (1992) 『近江商人の経営遺産—その再評価』同文館。
- 安岡重明・天野雅敏編 (1995) 『近世的経営の展開』(日本経営史1) 岩波書店。
- 柚木学 (2005) 『酒造りの歴史』雄山閣。